

先月に猛烈な暑さの日もありました、体調にお気をつけてお過ごし下さい。

<6日 芒種, 11日入梅, 21日父の日, 22日夏至>

1. June ご案内・改正情報

- ① 今月は、給与計算にて **住民税の特別徴収金額設定変更** があります。
- ② 来月には「**社会保険の算定基礎届 (定時決定)**」があります。4月～6月分の給与で計算します。同時に7月変更の随時改定も点検致します。※給与が翌月支払いの場合、3月-5月分給与が対象です→[<支払月でみます>](#)
- ③ 今月・来月は賞与支払の時期です。不支給の場合でも、社会保険の「**賞与支払届**」の提出を致します。また、支給後に月末までに(月末日を除く)退職する場合には被保険者でなかったとして保険料を徴収いたしません。ご注意ください。



↑エメラルドグリーンの牛が滝(南木管)

- ④ 来月「**労働保険の年度更新**」の期限は「7/10」です。確定精算は26年度の賃金(パート・アルバイトを含む全員)を元に計算し、上記②の社会保険との違いは、対象給与は、支払いベースではなく、発生ベース→「26年4月分から27年3月分までの給与」です。雇用保険の免除者についての計算にもご注意ください。年度更新の申告書は、事業主宛てに今月初旬までに届きます。(※事務組合SRセンター委託事業所様は計算済みで、順次保険料納入通知書をお届けします。6/29(月)第1期口座振替です)

☆ 現在の保険料率 ※(労使折半料率) **健康保険 49.85 (愛知) / 1000**、**介護保険 7.9 / 1000**
厚生年金保険 87.37 / 1000 **雇用保険 5 / 1000** (建設業 6 / 1000)

2. 名言名句

「何かを得たいなら、何かを捨てろ」

現在放映中のNHK朝ドラ「まれ」で主人公がパティシエシェフに言われた言葉。

3. 法律ワンポイント

① 雇用保険給付金の申請期限が過ぎても申請可能に!

☆時効完成までの期間であれば申請できます!

これまでは、雇用保険の受給者保護と迅速な給付を行うために、申請期限を厳守しなければなりませんでした。今年4月より、**申請期限を過ぎた場合でも時効が完成するまでの期間(2年間)については申請が可能**になりました。以前に給付金の支給申請を行ったにもかかわらず、申請期限が過ぎたことで支給されなかった場合についても再度申請をし、その申請日が給付の時効の完成前で給付金の支給要件を満たしていれば、給付金は支給されます<対象となる給付>

高齢雇用継続基本給付金、高齢再就職給付金、育児休業給付金、介護休業給付金、一般教育訓練に係る教育訓練給付金、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当、移転費、広域求職活動費

② 最低限押さえておくべき「マイナンバー対策」のポイント

通知カードの送付が10月(中旬～下旬になると言われています)に迫ってきましたが、先日、特定個人情報保護委員会から、小規模事業者向けのマイナンバー関連資料「小規模事業者必見! マイナンバーガ

イドラインのかんどころ～入社から退職まで～（平成 27 年 4 月版）」が公開されました。以下に小規模事業者が最低限押さえておくべき、場面（入社、源泉徴収票の作成、退社等）ごとのポイントと留意点を掲げました。http://www.ppc.go.jp/files/pdf/270428_shokibo.pdf

（１）入社

- ・社員からマイナンバーが記載された書類（扶養控除等申告書等）を取得する。取得の際は、「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」「雇用保険届出事務」で利用することを知らせる。
- ・社員からマイナンバーを取得したら、個人番号カード等で本人確認を行う。
- ・マイナンバーが記載されている書類は、カギのかかるところに大切に保管する。
- ・マイナンバーが保存されているパソコンをインターネットに接続する場合は、最新のウィルス対策ソフトを入れておく。

（２）源泉徴収票などの作成

- ・マイナンバーを扱う社員を決めておく。
- ・マイナンバーの記載や書類の提出をしたら、業務日誌等に記録するようにする。
- ・源泉徴収票の控えなど、マイナンバーの記載されている書類を外部の人に見られたり、机の上に出っぱなしにしたりしないようにする。

（３）退職

- ・退職所得の受給に関する申告書等、退職する人からもらう書類にマイナンバーが含まれている。
- ・退職の際にマイナンバーを取得した場合の本人確認は、マイナンバーが間違っていないか過去の書類を確認することで対応可能。
- ・保存期間が過ぎたもの等、必要がなくなったマイナンバーは廃棄する。マイナンバーを書いた書類は、そのままゴミ箱に捨ててはいけない。

（４）支払調書の作成

- ・税理士や大家・地主等からマイナンバーを取得する。取得の際は、「支払調書作成事務」等で利用することを知らせ、本人確認も忘れずに行う。
- ・気をつけることは、社員のマイナンバーと同じ（カギのかかるところに大切に保管、最新のウィルス対策ソフトの導入、マイナンバーを使う社員の特定、業務日誌などへの記録、机の上に出っぱなしにしない、必要がなくなったマイナンバーは廃棄）。

4. 統計・情報

①政府は、マイナンバーの利用範囲を拡大し、株式の配当や売却益の納税申告の手続きにも使えるよう検討していることがわかった。また、マイナンバーカードを健康保険証としても使用できるようにすることで公共サービスを効率化し、歳出の抑制につなげる考えも示している。（5月29日）

②医療保険制度改革関連法が衆議院本会議で可決、成立した。2018年度から国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移し、財政基盤を安定させるのが狙い。大企業の社員や公務員の医療費の引上げ、入院時の食事代の自己負担の引上げなども盛り込まれた（5月27日）。



HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

鹿児島県、口永良部島の新岳が先月29日に34年ぶりに噴火し、噴火警戒レベル5とし、全島民が無事に避難できました。映像を見るだけでもその恐ろしさが伝わってきます。御嶽山はレベル3（入山規制）、桜島も3、火口地区立ち入り禁止の阿蘇山は2、箱根山も2という状況です。箱根の強羅や宮ノ下あたりには何度か宿泊しましたが、いい温泉がある地区です。大涌谷の「黒い温泉卵」は、「1個食べれば7年寿命が延びる」と言われ実に美味しい、残念ながら現在は立ち入り禁止地区となっています。火山があるから良い温泉もあるのだと思いますが、危険な場合には近づかないことに越したことはありません、ただ地震についてはいつ・どこで起こるかわかりません。気になるのは、桜島が3、霧島山（新燃岳）が2であるにもかかわらず、鹿児島県内の川内（せんだい）原発の稼働を原子力規制委員会が認めたことです。距離は離れているものの、大噴火した場合の想定はされていないようで本当に大丈夫なのでしょう。火山情報の地図を見れば、地震大国である日本はやはり「火山国」であることが判るのですが！……

マイナンバー制につきましては、ワンポイントで掲げました。現在、（社）マイナンバー推進協議会と連携し、「マイナンバー制度対策工程表」や「規程ひな型・フローチャート」を用意準備しつつあります。まもなくですが、順次ご案内してまいりますのでよろしくお願い致します。（S）